

さいたま市告示第 1 2 8 8 号

令和 8 年熊本地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和 8 年 8 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 5 の 2 第 1 項、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 9 条及びさいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及びさいたま市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途さいたま市告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町